障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの共同生活援助

**運営規程（例）**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程 | 作成に当たっての留意事項 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく○○○（共同生活援助）運営規程 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称※「（　）」⇒「外部サービス利用型」の場合、（外部サービス利用型共同生活援助）と記載する |
| （事業の目的）第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。 | ※「＊＊＊」⇒開設者（法人名）※「○○○」⇒事業所の正式名称 |
| （運営の方針）第２条　事業者は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。２　指定共同生活援助の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。３　前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及びその他関係法令等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。 |  |
| （事業の運営）第３条　指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護又は家事等は行わないものとする。 |  |
| （事業所の名称等）第４条　指定共同生活援助を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名称　　○○○（２）所在地　神戸市△△×丁目×番×号　＊＊ビル×号２　指定共同生活援助を行う共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名称　　△△△所在地　神戸市△△×丁目×番×号　＊＊ビル×号（２）名称　　□□□　　　所在地　神戸市△△×丁目×番×号　ハイツ△△　×号（３）名称　　◇◇◇（本体住居）　　　所在地　神戸市△△×丁目×番×号名称　　◇◇○（サテライト型住居）　　　所在地　神戸市△△×丁目×番×号　ハイツ△△　×号 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称を記載。※「神戸市・・・」⇒所在地は、住居表示、マンション名等を正確に記載する。※全ての共同生活住居について記載する。 |
| （従業者の職種、員数及び職務の内容）第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。（１）管理者　1名管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。（２）サービス管理責任者　○名サービス管理責任者は、次の業務を行う。（ア）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。（イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成すること。（ウ）共同生活援助計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者に交付すること。（エ）共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更すること。（オ）利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。（カ）利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。（キ）他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。（３）世話人　○名以上　　　世話人は、生活上の相談及び入浴、排せつ又は食事の介護等について、次号に規定する生活支援員と協同して、適切に援助する。（４）生活支援員　○名以上　　　生活支援員は、生活上の相談及び入浴、排せつ又は食事の介護等について、前号に規定する世話人と協同して、適切に援助する。（５）夜間支援従事者　〇名以上　　　夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、寝返りや排せつの支援のほか、緊急時の対応等を行う。（６）事務職員　○名以上　　　必要な事務を行う。 | 夜間支援従事者、事務職員がいる場合は記載する。 |
| （指定共同生活援助を提供する主たる対象者）第６条　指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。（１）知的障害者（２）精神障害者（３）身体障害者（４）難病等対象者 | ※主たる対象者を特定しない場合は、記載しなくてもよい。 |
| （入居定員）第７条　事業所の入居定員は○○名とする。２　第４条第２項に規定する共同生活住居の定員は次のとおりとする。（１）△△△　×名（２）□□□　×名（３）◇◇◇（本体住居）　×名　　　◇◇○（サテライト型住居）　×名 |  |
| （指定共同生活援助の内容）第８条　事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。（１）共同生活援助計画の作成（２）利用者に対する相談（３）入浴、排せつ又は食事の介護（４）健康管理・金銭管理の援助（５）余暇活動の支援（６）緊急時の対応（７）日中活動の場等との連絡・調整（８）夜間における支援（９）体験利用における支援（10）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜　　　（２）から（９）に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。 | ※「夜間における支援」⇒夜間支援体制をとっていない場合は記載せず以下を繰り上げ、体制をとっている場合は加算の有無に関係なく記載する。※「体験利用における支援」⇒体験利用を実施しない場合は記載せず以下を繰り上げる。 |
| （利用者から受領する費用の種類及びその額）第９条　指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。２　法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。３　次に定める費用については、毎月○○日に翌月分を利用者から徴収（ただし、体験利用に係るものについては利用日数に合わせ按分した額とする。）し、徴収した月の翌月末又は利用契約を終了した日に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。（１）家　　賃　　　△△△：月額○○○○○円　　　　　　　　　　□□□：月額○○○○○円　　　　　　　　　　◇◇◇：月額○○○○○円（２）光熱水費　　　△△△：月額○○○○○円　　　　　　　　　　□□□：月額○○○○○円　　　　　　　　　　◇◇◇：月額○○○○○円（３）食材料費　　　月額○○○○○円（４）日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの月額○○○○○円４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。６　第３項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る現金預かり証を、また、同項の規定による精算を行った時は、現に要した費用に係る証拠書類に基づき利用者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。 | ※「（ただし、体験利用・・・）」⇒体験利用を実施しない場合は記載しない。※利用者から徴収する費用の種類、金額、徴収する時期等、精算の時期等を明確かつ具体的に記載する。※家賃の額は、住居ごとの「月額×定員」が、設置者が家主から賃貸借した金額を超えてはならない。※お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金などのあやふやな名目の徴収は認められない。 |
| （入居に当たっての留意事項）第１０条　利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。（１）調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うこと。（２）○○○こと。（３）○○○こと。 | ※利用者が、事業所を利用する際に留意する事項を記載する。（原則として内容は自由。ただし、利用者の権利・自由を制限するような内容（例えば、外出時等の際の「許可」等）等については、規定することはできない。） |
| （利用者負担額等に係る管理） 第１１条　事業者は、利用者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けているものを除く。）が同一の月に事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定するものとする。この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。２　事業者は、利用者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けているものに限る。）の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に当該事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定するものとする。この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。 | ※体験利用を実施しない場合は２項を削除する。 |
| （緊急時及び事故発生時等における対応方法）第１２条　現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。３　指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。４　指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。 | ※夜間支援等体制加算（Ⅲ）を算定している場合は、緊急時の連絡先や連絡方法について記載すること。 |
| （非常災害対策）第１３条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。 |  |
| （業務継続計画の策定等）第１４条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 | ※令和6年3月31日までは努力義務であるため、「努める」とすることも可。 |
| （衛生管理等）第１５条　事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。（１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知（２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備（３）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施 | ※令和6年3月31日までは努力義務であるため、「努める」とすることも可。 |
| （苦情解決）第１６条　事業者は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。２　事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第１０条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第１１条第２項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。４　事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第４８条第１項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。５　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。 |  |
| （個人情報の保護）第１７条　事業者は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。２　従業者及び管理者は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。３　従業者及び管理者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、従業者及び管理者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者及び管理者との雇用契約の内容とする。４　事業者は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。 |  |
| （虐待防止に関する事項）第１８条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置（２）成年後見制度の利用支援（３）苦情解決体制の整備（４）すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施（年1回以上）（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知 |  |
| （身体拘束等の禁止）第１９条　事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施 |  |
| （その他運営に関する重要事項）第２０条　事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。（１）採用時研修　採用後○カ月以内（２）継続研修　年○回２　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。３　事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から５年間保存するものとする。４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。 |  |
| 附　則この規程は、令和○○年○月１日から施行する。 | ※運営規程を変更する場合は、「附則　この規程は、令和○○年○月○日から施行する。」を順次追記する。 |